



## 石油類試験用ガラス製温度計

JIS B 7410 : 1997

(2003 確認)  
(2008 確認)

平成 9 年 11 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

## まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が改正した日本工業規格である。これによってJIS B 7410-1982は改正され、この規格に置き換えられる。

JIS B 7410には、次に示す附属書がある。

附屬書（規定） 補正試験方法

---

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和 31.6.23 改正：平成 9.11.20

官報公示：平成 9.11.20

原案作成協力者：全日本硝子製温度計工業組合

審議部会：日本工業標準調査会 精密機械部会（部会長 辻内 順平）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部標準業務課 産業基盤標準化推進室（番号100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 石油類試験用ガラス製温度計 B 7410 : 1997

Liquid-in-glass thermometers for testing of petroleum product

1. 適用範囲 この規格は、石油類の試験に用いるガラス製棒状温度計（以下、温度計という。）について規定する。

備考 この規格は、温度計の安全な使用方法をすべて規定しているわけではないので、この温度計の使用者は、適切な安全上及び健康上の禁止事項を決めておかなければならぬ。

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。この引用規格は、その最新版を適用する。

JIS Z 8103 計測用語

3. 定義 この規格で用いる主な用語の定義は、JIS Z 8103によるほか、次による。

a) 浸没 (immersion) 温度計を、測る温度に保つ状態を表し、全浸没と部分浸没がある。

備考 全浸没は、温度計の液柱頂部までを、測る温度に保つ状態をいう。部分浸没は、球部下端から指定された位置までを、測る温度に保つ状態をいう。

b) 膨張室 (expansion chamber) 温度計を最高目盛温度以上に加熱した場合に破損しないように、温度計の毛細管の頂部を膨らませて設けた室。

c) 収縮室 (contraction chamber) 温度計を低い温度に保ったとき、封入液体が球部に全部引き込まれ、液切れなどが生じることを避けるために、球部の近くに毛細管を膨らませて設けた室。

d) 膨らみ (stem enlargement) 温度計を試験器に取り付けるときの便宜のために、太くした幹部の一部分。

4. 種類 温度計の種類は、付表1に示す92種類とする。

5. 温度目盛 温度計の目盛は、次による。

a) 度量衡総会によって採択された、国際温度目盛の現行定義で定められたセルシウス度目盛及びSI単位とする。

b) 温度計は、それぞれ付表1の浸没条件に従い、次のいずれかによって目盛る。

1) 全浸没は、温度計の液柱頂部が測ろうとする温度媒体の表面から2目盛以上露出しない状態で使用したとき、温度計の示度が温度媒体の温度と一致するように目盛る。

2) 部分浸没は、温度計の球部の下端から付表1に規定された浸没線の位置まで温度計を温度媒体に浸没させ、温度媒体から露出している部分の液柱の平均温度が付表2に規定した露出部の平均温度のとき、温度計の示度が温度計媒体の温度と一致するように目盛る。

6. ガラス 幹部は適切な温度計用ガラス<sup>(1)</sup>で、その断面はほぼ円形とし、正面は透明で、背面は特に指定のない限り乳白色とする。毛細管の内壁は滑らかで、内径は均一でなければならない。球部は、幹部のガラスと同等以上の品質で、適切な熱処理によって安定化されていなければならない。

a) 球部及び幹部のガラスの中のひずみは、熱的及び機械的な衝撃による破損の可能性を最小にしなければならない。